



島根原発2号機原子炉起動に伴う特別監視会議

【日 時】令和6年12月6日(金)午後3時00分～

【場 所】災害対策本部室（県庁第2庁舎3階）

【参加者】知事、危機管理部、福祉保健部、生活環境部

米子市、境港市（Web参加）

中国電力

1

1 島根原発2号機のこれまでの対応

■ 2号機の概要

BWR、電気出力82万kW、営業運転開始(平成元年2月10日)

■ 2号機を巡る主な経過

H23 3.11

東日本大震災発生

H24 1.27

2号機停止（定検開始）

H25 12.25

新規制基準適合性審査申請

（原子炉設置変更、設工認、保安規定変更）

R 3 9.15

原子炉設置変更許可（新規制基準）

R 5 8.30

設計及び工事の計画認可

R 6 5.30

保安規定変更認可

10.28

安全対策工事完了

10.28

燃料装荷開始（11月3日まで）

12. 7

原子炉起動（午後の予定）

2

2 再稼働に係る主要工程

①燃料装荷（10/28～11/3）

燃料プールから炉心へ、燃料集合体を水中移動させて装荷。

②起動前準備

原子炉圧力容器の蓋の取り付け、圧力容器漏えい検査など。

③原子炉起動・起動試験（12/7午後予定～）

制御棒を引き抜き、出力上昇を開始。検査による健全性の確認。

④中間停止

原子炉を一時的に停止した状態で、再度検査。

⑤発電機並列（再稼働）（12月下旬予定）

発電を開始し、外部の送電系統に電気を送る。

⑥定格熱出力到達

定格熱出力での安定した連続運転を確認。

⑦総合負荷性能試験

最終検査。運転状態での温度・圧力等のデータを記録。

⑧営業運転再開（1月上旬予定）

調整運転から営業運転（通常運転）に移行。

3

3 鳥取県の特別な監視体制

島根原発2号機は全ての許認可が整ったことから、今後の中国電力の再稼働工程における安全確保のため、知事をトップとした特別な監視体制を構築

- 県、米子市、境港市は24時間体制で監視・確認
- トラブル時は即座に現地に急行し確認
 - ・燃料装荷、原子炉起動時に幹部職員の立会確認
 - ・中国電力との連絡体制を強化
 - ・トラブル等の発生時は即座に米子市・境港市と状況確認
 - ・確認状況等を随時県ホームページで公開

■ これまでの監視、確認

- 燃料装荷（10/28 13時開始～11/3 11時19分終了）
10/29 危機管理部長立会、燃料装荷確認
（2県6市の担当職員も立会）
- 原子炉格納容器の蓋の取り付け作業の確認を実施
11/26 2県6市の担当職員確認

4

4 原子炉起動に係る特別な監視体制

12月7日(土)午後 原子炉起動から臨界までを確認

(1) 現地における監視、確認

- ・幹部職員ほか
- ・米子市・松本防災安全監、境港市・大道防災監も現地で確認

(2) 県庁における監視、確認

- ・情報の共有と不測事態対応
- ・環境放射線モニタリングの監視

5

5 原子炉起動に当たっての対応

○引き続き2号機を厳重に監視する

- ・中国電力には、安全を第一義とし、万一トラブルが発生した場合には躊躇なく原子炉を停止すること。

○米子市及び境港市とともに安全協定に基づく立入調査を実施し、措置要求を求める。

○今後、原子力安全顧問会議を開催し（1月頃）、再稼働に係る各工程とその対応について確認する。

6